

役員報酬規程

(総則)

第1条 社団法人全国遊漁船業協会の役員報酬の支給については、この規定の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬は、月額報酬とする。

(報酬の金額)

第3条 常勤役員の月額報酬は次のとおりとする。

常務理事 583,000円

(支給方法)

第4条 月額報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その支給日が休日に当たるときは前日に繰り上げ、その日が休日に当たるときは、更に繰り上げて支給する。

第5条 新たに常勤役員となった者は、その日の属する月から支給する。

2 常勤役員が離任又は死亡したときは、離任又は死亡した日の属する月まで支給する。

(通勤手当)

第6条 役員の通勤手当は、通勤として交通機関を利用する場合にその実費相当額を支給する。

附則

この規程は、平成16年3月18日から実施する。

役員退職手当規程

(趣旨)

第1条 社団法人 全国遊漁船業協会の有給の役員（以下「有給役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

ただし、役員が社団法人 全国遊漁船業協会定款（以下「定款」という。）第17条の規定により解任された場合は、当該役員には退職手当は支給しない。

(支給額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につきその者の退職の日（有給から無給となる場合には、有給期間の終了する日。以下「退職の日等」という。）における俸給月額に100分の15の割合を乗じて得た額とする。ただし、次条第3項後段の規定により引き続き在職したものとみなされる者の退職手当の額は、異なる役職ごと在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日等における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の15の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

- 2 前条第1項ただし書に規定する場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。
- 3 役員が任期満了の日の翌日に再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第11条の規定を準用する。

この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(遺族からの排除)

第6条 遺族からの排除については、国家公務員退職手当法第11条の2の規定を準用する。

この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取り扱い)

第7条 役員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職した時は、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、その限りではない。

2 前項の規定は、退職したものに対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第8条 会長は、退職した役員に対しまだ退職手当が支払われていない場合における退職手当の支給について別に定めるところにより一時差し止めすることができる。

(退職手当の返納)

第9条 退職手当の返納については、国家公務員退職手当法第12条の3第1項の規定を準用する。

この場合において、同項中「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「各省各庁の長等」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(実施細則)

第10条 退職手当の支給手続きその他この規定の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成15年3月6日から実施する。